

第2章 業務概要

1. 総務・企画業務関係

(1) 地域公共交通活性化の取組み

人口減少や少子高齢化の加速度的進展により、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しており、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の維持そのものが懸念されている。この人口減少社会において、人々の暮らしや地域の活力を維持するためには、地位のまちづくりや観光振興などと連携しつつ、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっている。

当支局では、各地域に設置されている協議会に参画するとともに、幅広く関係者が連携して地域の現状やニーズの把握、課題等の整理を行った上で、路線バスやコミュニティバスの再編、乗合タクシーの導入等の公共交通の確保・維持・改善



コミュニティバス

に向けた取組みに対する支援を行っている。また、地域によっては地域公共交通活性化再生法に規定された「地域公共交通網形成計画」の策定を通じた支援を実施している。

<令和元年度の県内における地域公共交通確保維持改善事業の活用状況>

○ 地域公共交通確保維持事業

・地域間幹線系統：	5事業者	9系統
・地域内フィーダー系統：	13事業者	(自治体含む) 46系統
・離島航路：	1事業者	1航路
・車両減価償却費：	5事業者	(自治体含む) 8両
・公有民営方式車両購入費：	2事業者	(自治体含む) 2両

(2) 観光振興

人口減少・少子高齢化が進む日本において、観光は国内の幅広い産業の需要と経済効果をもたらし、多くの雇用を創出することから、地域を活性化する原動力となり、「地方創生」や「成長戦略」の柱として大いに期待されている。



平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円等の大きな目標を掲げるとともに、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、世界が訪れたいくなる「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民一体となって取り組んでいる。

この結果、令和元年の訪日外国人旅行者数は3,188万人、2年続けて3,000万人を突破し、過去最高を記録した。今後、観光ビジョンの目標の確実な達成に向けて、増加する個人旅行者のニーズに的確に対応し、地方への誘客を更に推し進めることや、「モノ」消費から「コト」消費への移行を踏まえ、インバ

ウンド消費を更に拡大していくことが重要である。



このため、地域の多様な関係者が連携し、観光地域づくりの舵取り役であるDMOが中心となって行う取組みを支援し、地域の特色を活かした魅力ある観光地域づくりを推進している。各地域において日本版DMOの形成に向けた取組が活発に展開されている。

(3)バリアフリーの推進

地域における高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を確保するためには、利用する生活関連施設等のハード面におけるバリアフリー化とともに、国民一人ひとりが助け合いの気持ちを持つ環境づくりが不可欠である。

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、改正バリアフリー法により市町村の努力義務として規定された「移動円滑化促進方針」及び「基本構想」の作成等について、自治体へ積極的な情報提供を行うことにより、策定に向けた働きかけを行っている。

(4)環境保全の取組みの推進

警察庁・経済産業省・環境省・国土交通省の4省庁で設置された「エコドライブ普及連絡会」により、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO₂)の排出量を減らすため、運転における心がけをまとめた『エコドライブ10』について、各種イベント等の機会を捉えて普及促進に取り組んでいる。

令和元年度においては、石川県技能まつり(石川県主催)に参加し、パネル展示や来場者に対するエコドライブアンケート等を実施した。



石川県技能祭りでのPR活動

(5)防災と危機管理

①防災について

災害発生時における交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等を迅速に把握することで、必要な応急対策を講じるとともに、地方公共団体等に対して情報の提供や人員・支援物資輸送等の支援ニーズの把握を行い、円滑な復旧・復興に結び付けていくこととしている。

②危機管理について

自然災害・事故・事件等発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡指示体制の整備を運送事業者へ周知している。

人流・物流など利用が集中する年末年始の期間(12月10日～1月10日)においては、輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、運送事業者への安全総点検を実施している。

(6)公共交通事故被害者等支援

国土交通省では、平成24年4月に「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通における事故が発生した場合の被害者等への情報提供等のための窓口機能及び被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担っており、当支局でも現地相談窓口として支援体制を敷いている。

また、平時より関係機関等との緊密なネットワーク構築や被害者支援に係る研修への参加など、充実した支援体制の構築を図っている。